

令和4年12月21日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和4年12月21日 諮問第29号)

[9. 7GHz帯汎用型気象レーダーの導入に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部

基幹・衛星移動通信課基幹通信室

(石黒課長補佐、石黒主査)

電話：03-5253-5886

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(9. 7GHz帯汎用型気象レーダーの導入に向けた制度整備)

1 諮問の概要

気象レーダーによる観測結果を基にした気象予報や災害情報は国民に広く提供され、国民生活の安心と安全の確保に不可欠なものとなっている。特に近年では集中豪雨による河川の氾濫など災害の激甚化に伴い、半径数百km程度の広域な観測を目的とする気象レーダーだけでなく、半径30km程度の特定の地域の交通機関の安全確保や危険回避対策の支援に特化した気象情報等の提供を目的とする小型の気象レーダーについても配備が求められている。

こうしたニーズを踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会は、平成29年10月より「気象レーダーの技術的条件」のうち「9. 7GHz帯汎用型気象レーダーの技術的条件」について検討を開始し、令和4年3月に一部答申を取りまとめた。この答申を踏まえ、同システムの導入に必要な技術基準等を定めるものである。

2 改正の概要

※必要的諮問事項はゴシック体

(1) 9. 7GHz帯汎用型気象レーダーを導入するため、無線標定業務の無線局の無線設備について技術基準に係る規定を整備する。

【無線設備規則第49条の4の2の2、別表第1号及び別表第2号】

(2) その他規定の整備【電波法施行規則第4条の4並びに無線設備規則別表第4号】

3 施行期日

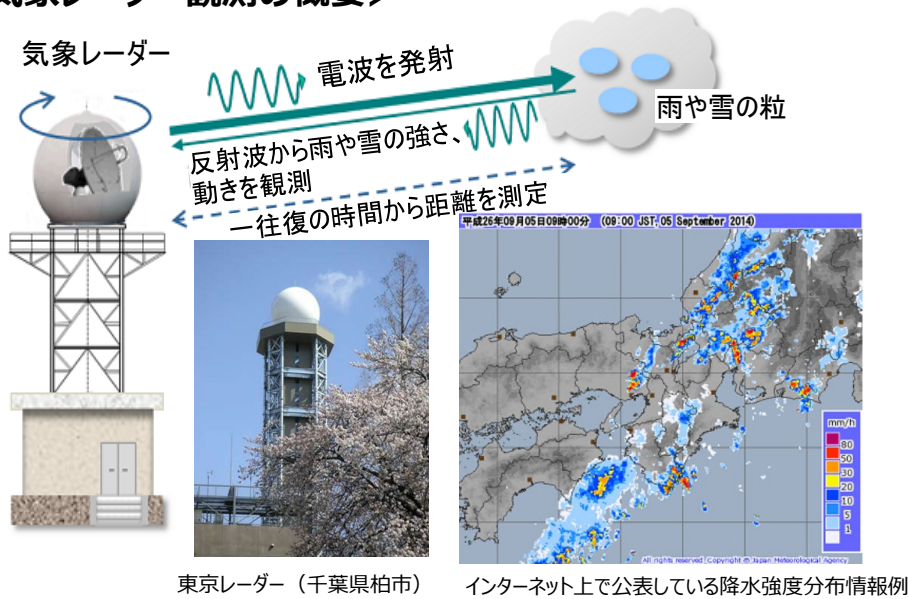
答申を受けた場合は、速やかに改正予定（公布日の施行を予定）

4 意見募集の結果

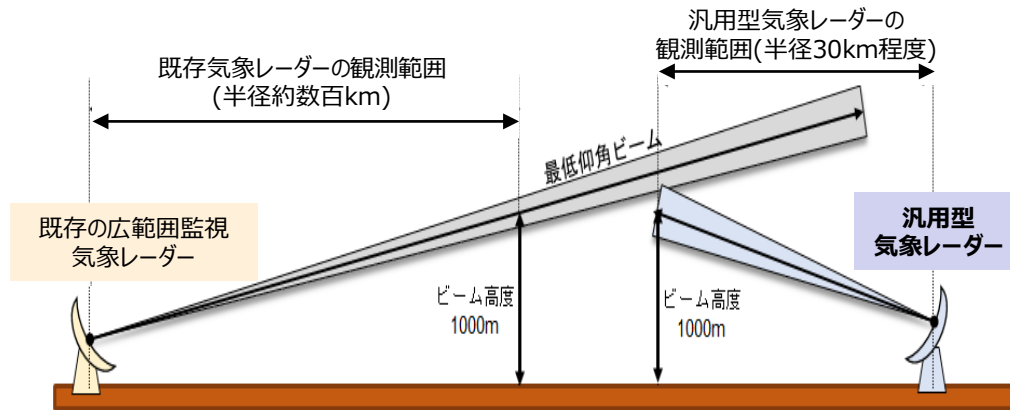
本件に係る行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続について、令和4年11月2日（水）から同年12月1日（木）までの期間において実施したところ、意見の提出は1件あった。

- 気象レーダーは、その観測結果を基にした気象予報や災害情報を国民に広く提供することで、国民生活の安心と安全に寄与している。
- 近年では、集中豪雨による河川の氾濫など災害の激甚化に伴い、半径数百km程度の広域な観測を目的とする既存の気象レーダーだけでなく、半径30km程度の特定の地域の交通機関の安全確保や危険回避対策の支援に特化した気象情報の提供等を目的とする、小型の気象レーダー(汎用型気象レーダー)についても配備が求められている。
- こうしたニーズを踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会は、平成29年10月より「気象レーダーの技術的条件」のうち「9.7GHz帯汎用型気象レーダーの技術的条件」について検討を開始し、令和4年3月に一部答申を取りまとめた。この答申を踏まえ、同システムの導入に必要な技術基準等を定める。

<気象レーダー観測の概要>



<汎用型気象レーダーの観測範囲のイメージ>



◆ 汎用型気象レーダーの前提条件概要

- (1) 既存気象レーダーを補完する範囲を監視する
- (2) 同一周波数を利用する既存の気象レーダーに対して有害な混信を与えない

- これまでの気象レーダーの主な運用者は官公庁であったので、置局数が限られ、個別審査による免許が可能であり、気象レーダーの技術基準は設けられていなかった。
- しかし、地域に特化した観測需要により、民間事業者から9.7GHz帯汎用型気象レーダーを配備したいとの要望が増加しており、気象レーダーの運用事業者の多様化、及び置局数増加が見込まれている。
- これらの状況を踏まえ、気象レーダーに割当てられた周波数を公平にかつ効率的に運用すること及び適切に電波監理を行うという観点から、9.7GHz帯汎用型気象レーダーの技術基準を電波法施行規則及び無線設備規則に規定することとする。
- 主な改正点は、令和4年3月の情報通信審議会にて一部答申を受けた技術的条件に基づく二重偏波気象レーダーに関する規定及び電波の型式等である。

<主な改正点>

【二重偏波気象レーダーに関する規定の明記】

- 気象レーダーには、1偏波方向のみの電波を用いる単偏波気象レーダーと、垂直偏波及び水平偏波の2偏波を用いる二重偏波気象レーダーが存在する。
- 二重偏波気象レーダーについては、垂直・水平偏波が同時に発射されるため、水平偏波あるいは垂直偏波の空中線電力を指定した場合、指定された空中線電力と実際に空間に放射されている電波の強さに齟齬が生じ、電波監理に支障をきたす。
- このため、二重偏波気象レーダーについては、各偏波の電波の空中線電力の和を空中線電力として指定することとする。

【電波の型式の見直し】

- 固体素子を使用する汎用型気象レーダーは、低送信出力での運用となるため、従来から既存の気象レーダーで用いられている短パルス（無変調パルス、P0N）のみでは、十分な観測範囲（半径30km程度）を確保できない。そのため、電波の型式としてP0Nのみならず、長パルス（変調パルス、Q0N）の使用も考慮することとする。
- これまで、気象レーダーについてP0NとQ0Nを合わせもつものについては、V0Nを指定してきたところである。しかし、P0NとQ0Nは中心周波数がそれぞれ異なるため、電波の型式による運用に対応した周波数管理を行う観点から、P0N、Q0Nを原則個別に指定することとする。

【無線設備規則第49条の4の2の2（案）（抜粋）】

- 一 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せであること。
- 二 空中線電力は、次のとおりであること。
 - イ 単偏波レーダーの場合
200ワット以下
 - ロ 二重偏波レーダーの場合
400ワット以下（ただし水平偏波及び垂直偏波について、それぞれ200ワット以下とする。）
- 五 増幅器は、終段増幅器に固体素子を用いること。
- 八 使用する電波の型式は、P0N又はQ0Nであること。
- 九 パルス幅は、次のとおりであること。
 - イ P0N電波を使用する場合
1マイクロ秒以上5マイクロ秒以下
 - ロ Q0N電波を使用する場合
20マイクロ秒以上50マイクロ秒以下
- 十 P0N電波を使用するものの搬送波の周波数は、Q0N電波を使用するものの搬送波の周波数より、2.5MHz離れた周波数であること。

- 総務省では、ITU-R勧告SM.1541-5(平成25年8月制定)において、帯域外領域とスプリアス領域との境界の周波数の決定方法が従来の20dB/decから30dB/decへ変更されたことに基づき、他の無線局への影響が抑えられたことを踏まえ、順次関係規定を整備してきたところ。
- 気象レーダーについては、これまで開設される無線局数が少なかったことから他の無線局への影響が低いと考え、ITU-R勧告SM.1541-5以前の規定(20dB/dec)を適用していたが、より密な気象レーダーの設置を実現し、今後の置局数の増加に対応すべく、変更後の規定(30dB/dec)を適用する。具体的な改正点は、無線設備規則別表第3号の15ただし書の規定に基づく、令和元年総務省告示第67号(無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件の一部を改正する件)である。

<改正点>

【現在の告示第67号の附則】

- 1 略
- 2 この告示の施行後に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線測位業務を行う無線局の送信設備(同規則第四十八条第二項に規定するレーダーを除く。)の技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則2：
気象レーダーについて
ITU-R勧告の規定を
適用する

告示の施行後から今
回の附則を定める間
に製作された気象
レーダーは附則2の対
象外とする

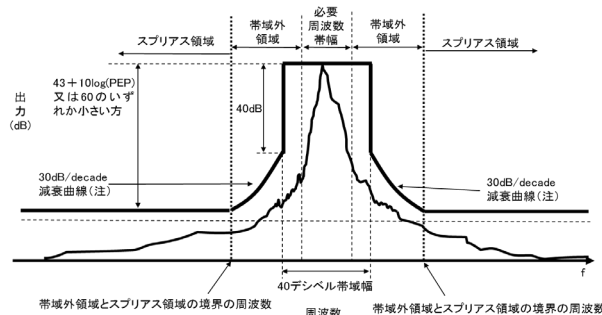
【改正後の告示第67号の附則(案)】

- 1 同左
- 2 この告示の施行後に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線測位業務を行う無線局の送信設備(気象観測に使用する陸上の無線局であつて五、二五〇MHzを超え五、三七二・五MHz以下又は九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数を使用するもの(専ら上空の風を観測するものを除く。))及び同規則第四十八条第二項に規定するレーダーを除く。)の技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

【今回の改正告示の附則(案)】

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線測位業務を行う無線局の送信設備(気象観測に使用する陸上の無線局であつて五、二五〇MHzを超え五、三七二・五MHz以下又は九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。)の技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

<帯域外領域とスプリアス領域の境界>



- 気象レーダーに関する審査基準は、「別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準」、「第2 陸上関係」、「3 その他の一般無線局」、「(19) 気象観測に使用する無線標定陸上局」に定められており、9.7GHz帯気象レーダーはイに該当する。
- そのうち9.7GHz帯汎用型気象レーダーについては、
 - (1) 既存の気象レーダー（相当を含む）の観測範囲の補完を目的として設置されることから、既存の気象レーダーへ妨害を与えないことを明示する必要がある
 - (2) 既存の気象レーダーの設置計画に影響を与えないように、気象レーダーに割当てられる周波数のうち CH19より順次割当てること等を定める必要がある
 ため、「ウ 気象観測に使用するものであって、概ね半径30kmの範囲の降水を観測するもの（汎用型気象レーダー）」を新設する。

(1)に関連する改正点

(ア) 基本的事項

E その他

(A) 汎用型気象レーダーの無線設備の設置場所は、イのレーダーのうち9.7GHz帯を使用するものの観測範囲等を補完するためであって、観測範囲の設定、周波数の繰り返し利用、他の無線局との干渉等との関連において適切であること。

(イ) 他のシステムに対する混信その他妨害の防止

A 9.7GHz帯を使用する高性能型気象レーダーに対する混信の防止
 9.7GHz帯を使用する高性能気象レーダーに対する与干渉については、被干渉局の干渉波受信電力が(工)に基づき算出した結果において定められた規格を満たす範囲のものであること。
 また、周波数の指定の際には、「この周波数の使用は、9.7GHz帯を使用する高性能型気象レーダーの運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すこと。

(2)に関連する改正点

(イ) 指定事項

A 周波数

指定事項は、設備規則第49条の4の2の2の規定に適合するものとし、このうち指定する周波数については、別紙(19)-1に定めるものであること。

なお、CH19の周波数を第一優先として取扱い、CH19が使用できない場合に限り、CH18から順次低い周波数での周波数割当を行うこと。

また、一のチャンネルにおいて、原則低位をQON、高位をPONに割り当てることとする。ただし干渉回避等のため必要が有る場合は、当該チャンネルについて、低位をPON、高位をQONに割り当てることとする。

別紙(19)―1 気象レーダーに割り当てる周波数（CH19抜粋）

CH19 ^⓪	QON ^⓪	9793.75 ^⓪	注1,注2 ^⓪
CH19 ^⓪	PON ^⓪	9796.25 ^⓪	注1,注2 ^⓪

注1 この周波数の使用は、9.7GHz帯を使用する高性能型気象レーダーの運用に妨害を与えない場合に限る。^⓪

注2 この周波数の使用は、CS放送受信設備に妨害を与えない場合に限る。^⓪

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果と御意見に対する考え方
 (令和4年11月2日～同年12月1日意見募集)

別紙

提出件数 1件 (法人 0件、個人 1件)

(順不同)

No.	提出者	提出された意見	考え方	案の修正の有無
1	個人	<p>「新旧対照表等」は縦書きなのか？ 横書きでもあるのではないかな？ どういうことなのか？ 且つ文字が縦横逆ではないかな？</p> <p>縦書きは縦向きに表示させればいいのか？ 縦書きを横向きに表示させているのはなぜかな？</p> <p>これは用紙フォーマットの問題であるのかな？ なぜ用紙には正方形がないのかな？ 正方形の用紙を作ればいいのか？ 六頁のことである。</p> <p>「六頁」と「6」とページ数の記載が違うのはなぜかな？ 「7」で「別紙(19)-2」と機種依存文字を使うのはなぜかな？ 「別紙(19)-2」を使っていたきたい。 意味が分からないかな？</p> <p>「エラーがあります。提出意見の入力に、機種依存文字を含めることはできません。」と出て説明ができないのである。</p> <p>「報道資料」PDFの「石黒課長補佐」「石黒主査」は別人なのか？</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>

「石黒課長補佐」とは「課長補佐の石黒」なのか「石黒課長の補佐」どちらか？

「補佐（ほさ）」と主査「（しゅさ）」は似ているし「石黒」は同じだし、ややこしいのである。

「新旧対照表等」の「一頁」が読めないのである。

「一項（いっこう）」と読み間違ふ。

「1」でもページ数を表せるのだから、分かりやすく「1」を使うべきである。

「一頁」の読みが「いちページ」だとは思わないし、なぜ「一（いち）」の読みが「ひらがな」で「頁（ページ）」の読みは「カタカナ」になるのか。

「新旧対照表等」が縦書きと横書きで書かれていて、そのせいで縦読みをしたり横読みをしたり、変えて読まないといけないので面倒である。

総じてややこしいのである。

「総務大臣 寺田 稔」と書かれてあるが、同じく総務省の「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案に対する意見募集」では「総務大臣 ○○ ○○」となっているのだから、何が正しいかは別にしても統一性がないのである。

岸田首相が総務大臣 寺田 稔を更迭したのだから、そういう事が意見募集の後に起こることも想定して「総務大臣 ○○ ○○」を使うべきである。

令和4年12月21日

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準
の変更の認可

(令和4年12月21日 諮問第30号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(茅野課長補佐、大塚主査、水地官)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可

1 諮問の経緯等

令和4年8月30日、日本放送協会から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び第3号に規定する業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準（以下「実施基準」という。）の変更について、別紙1のとおり認可申請（以下「本申請」という。）があった。

本申請を受け、総務省は、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（総務省平成26年11月策定、令和4年10月最終改定）の審査項目に照らして検討を行い、同年11月11日、「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」（以下「総務省の考え方」という。）を公表し、同年11月12日から12月6日までの間、意見募集を実施した。この意見募集の結果は別紙2のとおりであり、これを踏まえた総務省の考え方は別紙3のとおりである。

本件は、この総務省の考え方に基づき、本申請に対する処分について諮問するものである。

2 実施基準の変更の概要

本申請は、外国の邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」について、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネットで動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供することを可能とするなどのため、次の変更を行おうとするものである。

ア 「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供（以下「本業務」という。）について、3号受信料財源業務として位置付ける。

イ これまで3号受信料財源業務は、提供先の事業者が利用者に対価を求めないことを提供の条件としていたが、無料での配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまうほか、有料サービスであっても提供の意義があると考えられることから、本業務に限っては有料サービスへの提供もできるようにする。ただし、本業務の財源が受信料であることを踏まえ、有料サービスへの提供の場合には提供先の事業者に一定の負担を求める規定も設ける。

ウ 変更後の実施基準の施行期日は令和5年4月1日とする。また、この機会に役割を終えた時限的な規定（地上テレビ放送の常時同時

配信の段階的实施に係る附則規定)を廃止する。

3 結論

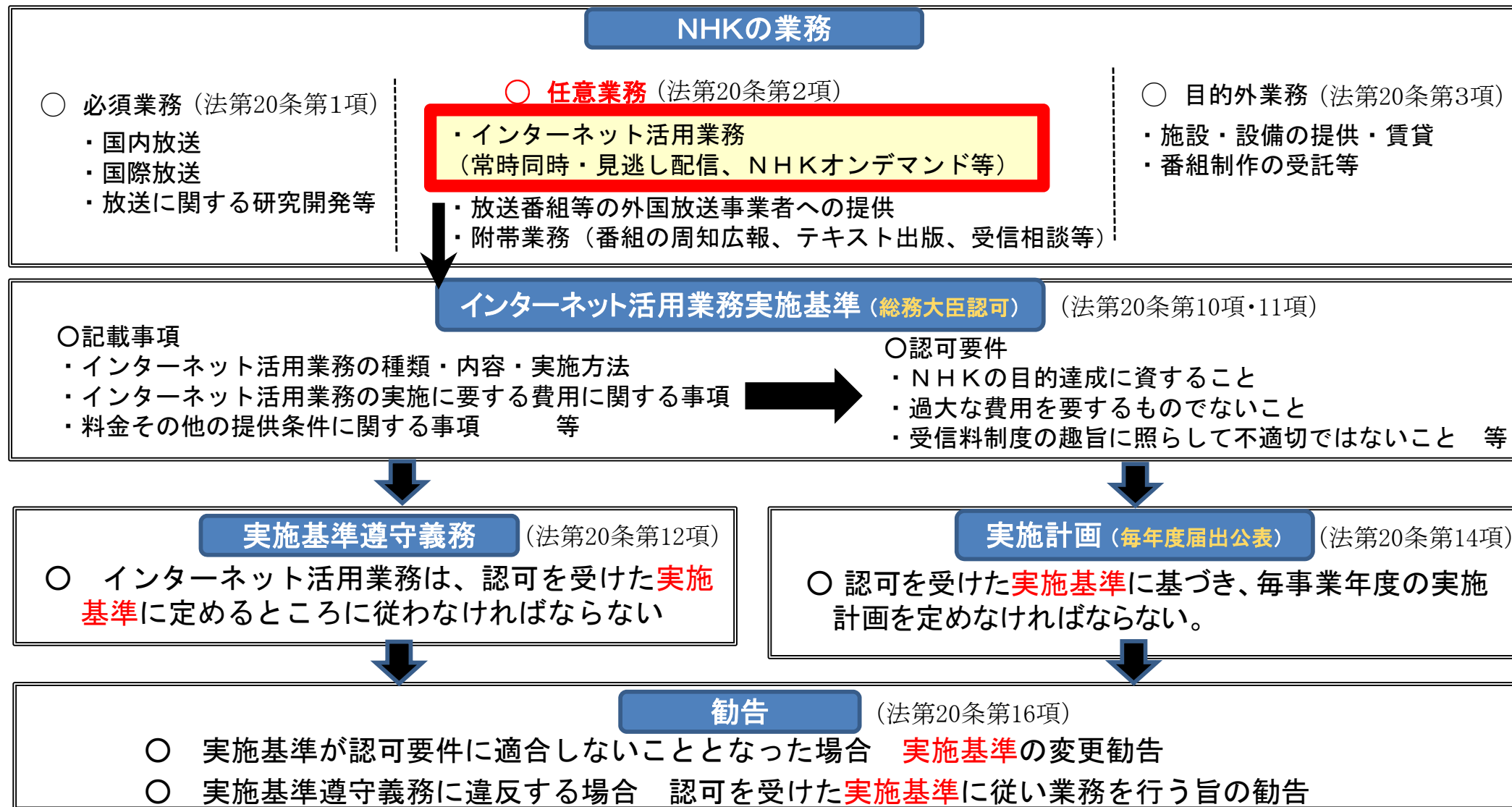
本申請に対しては、別紙3の審査結果を踏まえ、以下の条件を付して認可することが適当であると認められる。

変更後の実施基準第29条第1項第3号に定めるところにより行われる業務は、3号受信料財源業務として、有料サービスを提供する外国の動画配信事業者に対しては、対価を求めつつ放送番組を提供するものであるところ、その実施においては、実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮すること。

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の 業務の実施基準の変更の認可

令和4年12月
情報流通行政局
放送政策課

- 放送法上、NHKのインターネット配信等の業務(インターネット活用業務)は任意業務であり、放送受信者から徴収された受信料で実施する場合の適切性を確保するため、総務大臣から認可を受けた実施基準に基づき、毎年度、実施計画を定めて実施することとされている。



「NHKインターネット活用業務実施基準」変更申請の概要

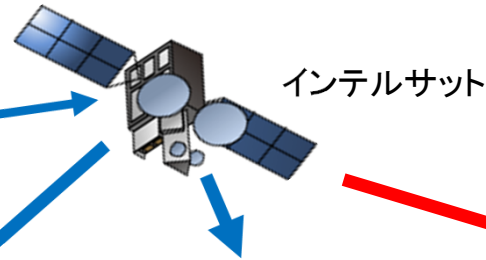
～「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供～

- 現在、外国の邦人向けの「NHKワールド・プレミアム」については、衛星を介しての直接受信又は外国の放送事業者(CATV等)経由で、外国の邦人に提供されている。
- 近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネット動画配信を行う事業者が増えている。
- NHKは、「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供することを可能とするなどのため、「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更認可を申請。

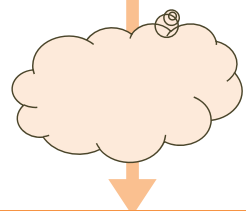
※国内向け番組(総合・Eテレ・BS1・BSP)からニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ番組等を選択して編成



日本語の
放送番組※



インテルサット



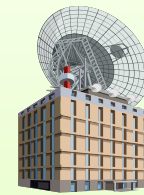
「NHK WORLD - JAPAN HP」
において海外向けに配信
(任意業務:放送法20条2項2号)



直接受信

外国の邦人

邦人向け協会国際衛星放送
(必須業務:放送法20条1項5号)



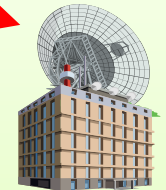
外国の放送事業者
(CATV、衛星、IPTV)

外国の邦人

外国放送事業者向け番組提供
(任意業務:放送法20条2項4号)
※一部必須業務として実施。

今回の変更認可申請の対象範囲

衛星経由に
加えて有線
回線でも
提供予定。



外国の動画配信事業者
(インターネット)

外国の邦人

外国配信事業者向け番組提供
(任意業務:放送法20条2項3号)

「NHKインターネット活用業務実施基準」変更内容①

- 「NHKインターネット活用業務実施基準」において、「NHKワールド・プレミアム」の外国の配信事業者への提供（以下「本件提供」という。）を「3号受信料財源業務」に位置付ける（第29条）。

※ 「3号受信料財源業務」とは、「放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの」（NHKインターネット活用業務実施基準第2条第6号）。

■ NHKインターネット活用業務実施基準 新旧対照表

現行	変更案
<p>第5部 3号受信料財源業務 （業務の内容）</p> <p>第29条 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p> <p>2 <略></p>	<p>第5部 3号受信料財源業務 （業務の内容）</p> <p>第29条 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 <u>（次号に掲げる場合を除く。）</u> 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 <u>邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</u></p> <p>四 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p> <p>2 <同左></p>

- これまで「3号受信料財源業務」では、提供先の事業者が利用者に対価を求めないことを提供の条件としていたが、無料での配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまうことから、本件提供に限っては有料サービスでの提供もできるようにする(第31条第2項)。
- また、本件提供の財源が受信料であることを踏まえ、有料サービスでの提供の場合には提供先事業者に一定の負担を求める規定も設ける(第31条第1項)。

■ NHKインターネット活用業務実施基準 新旧対照表

現行	変更案
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第31条 3号受信料財源業務は、<u>3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。</u></p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 <略></p> <p>4 <略></p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第31条 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。<u>ただし、第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、<u>第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き、</u>原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 <同左></p> <p>4 <同左></p>

(参考)費用上限について

- 「3号受信料財源業務」の実施に要する費用については、年額1億円を超えない額とすることとされている(第32条)ところ、本件提供の開始当初に見込まれる業務規模を仮定して改めて算定したところ、年額1億円を超えない額と見込まれることから、変更しない。

■ NHKインターネット活用業務実施基準 新旧対照表

現行	変更案
(業務実施に要する費用) 第32条 実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。	(同左)

【算定根拠】 ※NHK申請書より抜粋

- 実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。同条第3号に定めるところにより新たに行う放送番組等の提供(以下、「本件提供」という)については、現在インターネット活用業務以外の業務として実施している外国放送事業者への提供の業務および費用の実績等を勘案した。
- 本件提供は新たな業務であり、また3号対象事業者との合意により実施するものであるから、具体的な金額を正確に見込むことは困難であるが、業務の開始当初に見込まれる業務規模を仮定して算定した。
- 主な費用は、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費であり、1億円を超えないと想定される。
- 費用の計上にあたっては、新たな業務の実施により追加的に発生する費用を直課するとともに、複数の業務に係る経費は、費用の特性に応じてそれぞれの業務に配賦すべきものであることを前提に、外国動画配信事業者への提供の業務規模の見通しに加え、外国放送事業者への提供の業務規模等を踏まえて費用を算定した。外国放送事業者への放送番組の提供のために実施している業務の一部は、本件提供において追加的な費用が発生しない場合でも、共通の費用として配賦して整理することを想定している。
- なお、本件提供においては、提供先事業者から対価を得ることも想定されているが、これは「実施に要する費用」を賄うものではなく、提供に要する費用はすべて「実施に要する費用」に含まれる。
- 本件提供を除く業務については、平成27年度～令和2年度の実施実績は、災害等の緊急時における情報提供2件(口永良部島噴火関連ニュース(27年度)、北海道で震度7関連ニュース(30年度))、協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するための提供0件、その他公益上特に意義がある場合の提供1件(NHKワールドラジオ日本(タイ語)の提供(27年度～))であり、費用実績はいずれの年度も0億円であった。しかしながら、本業務は実施基準第29条に定めるとおり、災害等の緊急時や国際放送の視聴機会拡大等に係る業務として必要性がある場合に実施するものであり、具体的な金額規模の算定は困難であるが、一定程度の支出(国内配信に係るコンテンツ制作関連費、配信関連費、国際配信に係る業務関連費、設備関連費、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費)を伴う形で業務を実施する可能性は常にあることから、費用を算定した。
- 以上を踏まえ、3号受信料財源業務全体の実施に要する費用は、年額1億円を超えない額と見込まれる。

「NHKインターネット活用業務実施基準」変更内容③

- 変更後の「NHKインターネット活用業務実施基準」の施行期日は令和5年4月1日とする(附則第1条)。
- また、この機会に役割を終えた時限的な規定(地上テレビ放送の常時同時配信の段階的实施)*を廃止する(附則第2条)。

※地上テレビ放送の常時同時配信(NHKプラス)は、附則第2条の規定に基づき、提供時間を限定(1日17時間程度～19時間程度)して実施していたが、令和4年4月1日からは、本則第14条第3項の規定に基づき、総合テレビの同時配信を1日24時間(放送休止時間帯を除く。)実施(教育テレビは従前から放送休止時間帯を除く5:00～24:00の19時間の提供)。

■ NHKインターネット活用業務実施基準 新旧対照表

現行	変更案
<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年1月11日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>前項に定める日の前日</u>をもって廃止する。</p>	<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年10月17日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>令和5年3月31日</u>をもって廃止する。</p>
<p><u>(地上テレビ常時同時配信の段階的实施)</u></p> <p>第2条 当分の間、<u>第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行うことがあり、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</u></p>	<p><削除></p>

【参考】NHKインターネット活用業務実施基準
(業務の実施方法)

第14条 (略)

2 (略)

3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。

<p>2 第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組(地上テレビ常時同時配信)</p> <p>注 (ア):総合テレビ、(イ):教育テレビ</p>	<p>一日24時間(放送休止時間帯を除く。)行う。当該放送番組の放送時間中に開始し、時差再生可能な形で行うものを含む。</p>
---	---

【参考】2022年度(令和4年度)インターネット活用業務実施計画
(2022年1月12日 NHK)

2.1.1 国内インターネット活用業務

(1) 地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信(「NHKプラス」)

地上テレビ常時同時配信は、2022年度から、原則として、総合テレビとEテレで放送している番組をすべて提供します(提供に必要な権利を確保できないもの等を除きます)。地上テレビ常時同時配信では、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県各区域を合わせた区域(以下、「南関東エリア」といいます。)を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信します。

審査結果①

認可要件 (審査項目)	審査結果	
NHKの目的達成に資するものであること (放送法第20条第11項第1号)	適	<p>本業務は、NHKが、必須業務である外国の邦人向けの協会国際衛星放送の放送番組を含めて実施する外国の邦人向けサービス「NHKワールド・プレミアム」について、<u>近年のメディア環境の変化を受け、外国の邦人による視聴機会を拡大するために行うものであり、放送を補完してその効果・効用を高めるというインターネット活用業務の基本原則に合致するものと認められる。</u></p> <p>また、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる。</p>
業務の種類、内容及び実施方法が適切かつ明確に定められていること (同第2号)	適	<p>本業務は、3号受信料財源業務として実施することとしているところ、「NHKワールド・プレミアム」について、<u>外国の邦人における視聴環境を維持・拡充することを目的としていることを踏まえると、受信料の使途として放送法の趣旨を逸脱したものでなく、適正と認められる。</u></p> <p>また、本業務は、有料サービスでの提供を可能とするものであるが、<u>提供先の事業者のサービスを無料サービスに限定すると、提供可能な事業者の数が十分に見込めず、外国の邦人が日本語の番組を視聴できる環境の維持・拡充が困難となるおそれがあることを考慮したものであることを踏まえると、適正と認められる。</u></p> <p>ただし、本業務の実施においては、放送を補完してその効果・効用を高めるというインターネット活用業務の基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮することが必要である。(→P11 認可条件案)</p>
業務の種類、内容及び実施方法等が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものではないこと (同第3号)	適	<p>インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。</p> <p>しかしながら、<u>本業務は、受信料支払いの対象ではない外国の邦人における協会の放送番組の視聴について、近年のメディア環境の変化を受け、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供するものであり、引き続き、適切と認められる。</u></p>

審査結果②

認可要件 (審査項目)	審査結果	
業務の実施に過大な費用を要するものでないこと(同第4号)	適	<p>現行の実施基準からの変更はないため、<u>引き続き、適切なものと認められる。</u></p> <p>なお、協会は、3号受信料財源業務の実施に要する費用の上限を改めて算定しているところ、本業務は新たな業務であり、提供先の事業者との合意により実施するものであることから、具体的な金額を正確に見込むことは困難であるとしつつも、業務の開始当初に見込まれる業務規模を仮定して算定している。具体的には、外国の動画配信事業者への提供の業務規模の見通しに加え、現在実施している外国の放送事業者への提供の実績等を踏まえ、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費及び減価償却費という具体的な費用項目を設定の上、それらの費用項目ごとに、本業務の実施により追加的に発生する費用を直課するとともに、複数の業務に係る費用については費用項目の特性に応じて配賦することにより算定しているところ、一定の合理性が認められる。</p>
特定の者に対し不当な差別的取扱いをす るものでないこと (2号業務のみ) (同第5号)	適	<p>現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。</p>
利用者の利益を不当に害するものでないこと (2号業務のみ) (同第6号)	適	<p>現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。</p>
実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること	適	<p>現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。</p>

- 今般の認可申請は、審査基準に照らして審査した結果、次の条件を付した上で認可することとしたい。

【認可条件】

変更後の実施基準第29条第1項第3号に定めるところにより行われる業務は、3号受信料財源業務として、有料サービスを提供する外国の動画配信事業者に対しては、対価を求めつつ放送番組を提供するものであるところ、その実施においては、実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮すること。

(参考) NHKインターネット活用業務実施基準

(業務実施にあたっての基本原則)

第4条 インターネット活用業務は、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。

2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること(以下「受信料制度」という。)の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第11項各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。

「総務省の考え方」に関する意見募集結果 概要

○ 令和4年11月12日～12月6日まで実施した「総務省の考え方」に関する意見募集では、計11件（放送事業者2件、個人9件）の御意見が寄せられた。主な御意見の概要は、以下のとおり。

意見概要	意見に対する考え方
<p>1. 「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供（以下「本業務」という。）に関する主な意見</p>	
<p>外国の邦人向けに限定したサービスとすることについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを用いれば国内・国外問わず情報を発信・受信することが可能だが、インターネット上での邦人向けサービスという業務自体についての効果・妥当性は検証しているのか。 <個人> ● インターネット上のサービスであれば日本在住の国民でも視聴することが可能と思われる。日本在住の国民がこうしたサービスを利用できる場合において、受信料制度をどのように解釈すべきか、総務省としての見解を示すべきではないか。 <個人> 	<p>「NHKワールド・プレミアム」について、日本放送協会（以下「協会」という。）は、外国の邦人向けの放送サービスとして、外国においてのみ視聴できるようにしており、その外国の動画配信事業者への提供（以下「本業務」という。）についても、外国においてのみ視聴できるようにすることとしています。</p> <p>NHKのインターネット活用業務は、NHKインターネット活用業務実施基準（以下「実施基準」という。）第4条において、放送を補完してその効果・効用を高めることが基本原則とされているところ、本業務について、放送と同様に外国においてのみ視聴できるようにすることは、一定の合理性があるものと考えます。</p>
<p>本業務の意義や必要性について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 必須業務の「外国の邦人向けの国際衛星放送」自体、受信料を支払っていない人に向けたサービスであり、その財源が受信料である以上、今回の「NHKワールド・プレミアム」の視聴機会の拡大を実施するにあたり、その意義や今回の新たなサービスの必要性を、視聴者・国民に改めて、丁寧に、説明し理解を得る努力を行うべき。 <テレビユー山形> 	<p>本業務は、「邦人向け協会国際衛星放送」の放送番組を含む「NHKワールド・プレミアム」を補完するものとして実施されるものであり、その意義・必要性はあるものと考えます。</p> <p>ただし、協会においては、本業務の意義や必要性について、視聴者・国民に対して、引き続き丁寧に説明していただきたいと考えます。</p>
<p>市場の競争を阻害しないことについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の考え方に賛同する。公共放送として「安全・安心を支える」「あまねく伝える」というNHKの方針には理解を示す。「NHKらしさ」を掲げている姿勢を評価する。但し、「3号受信料財源業務」として実施することには懸念する部分もある。受信料を財源にこういった形でインターネット活用業務の分野へ展開するのであれば、徐々に業務を拡大し、いずれは民業を圧迫する可能性がある。そこはなし崩しにならないように要望する。 <テレビ大分> 	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、受信料を財源としたインターネット活用業務のなし崩し的な拡大への懸念については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

「総務省の考え方」に関する意見募集結果 概要

意見概要	意見に対する考え方
1. 「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供(以下「本業務」という。)に関する主な意見	
対価を求めることができる規定について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 3号対象事業者に対価を求めて提供する場合においては、あくまでも収支相償を原則としつつ、利益については受信料引き下げなどの財源にするなど具体的条件を付け加えてもよいと考える。 <テレビユー山形> 	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)2.(1)1)で示したとおり、受信料の使途として放送法の趣旨を逸脱するものではないと考えます。</p> <p>本業務が対価を求めて実施されることについては、本業務の実施においては、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるという実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮することが必要と考え、その旨を認可の条件とすることとしています。</p>
費用上限について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 費用算定根拠の公表内容が極めて限定的である。全てを公開できないにしても、今後どの程度の人員配置を行う予定でありどの程度の規模で体制を変更するかすら記載がない。 <個人> 	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)4.(1)で示したとおり、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き適切なものであり、一定の合理性があるものと考えます。</p>
「公共放送ワーキンググループ」との関係について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の公共放送WGにおいて、NHKのインターネット活用業務の在り方や業務内容、受信料制度との関係などが議論されているさなかであることから、その議論の行方を見守るべきであると考え。したがって、条件付きとはいえ、認可が適当とする考えは、妥当ではないと考える。 <テレビユー山形> 	<p>総務省では「公共放送ワーキンググループ」を開催し、協会のインターネット活用業務の在り方について検討を行っていますが、協会のインターネット活用業務における新たな取組を一切認めないこととしているものではありません。本業務は、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネット動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人における視聴環境を維持・拡充することを目的としているものであり、公共放送としての協会が行うものとして必要性が認められるものであることから、現行制度の下で審査を行い、その審査の結果、認可を行うことが適当としているものです。</p>
2. インターネット活用業務全般に関する主な意見	
インターネット空間における民放と協会の二元体制の確保について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方局に比べ体力に勝るNHKばかりが先行しすぎると、リアルタイム配信と同様にローカル発の情報は埋もれてしまい、地方に住むユーザーが東京中心の情報に接触する時間が増え、相対的に地方の情報に触れる機会が希薄化することが懸念される。情報が遮断されないよう民放とNHKが適度なバランスであり続けることが必要。 <テレビ大分> 	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

- NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「**NHKオンデマンド**」を開始。
- 2020年4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「**NHKプラス**」を開始。

インターネット活用業務（2号受信料財源業務） 2022年度予算 190.1億円（国内：159.3億円、国際：30.8億円）

NHKプラス

- ・**地上波（総合・教育）**の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則1週間）サービス。
※同時配信については、原則すべて。
（総合テレビは24時間、Eテレは19時間）
- ・**無料**だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
- ・**登録完了者数は約280万件**（2022年6月末時点）
- ・**訪問ユーザ数（UB数※）は週平均約106万。**
※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザ数。

NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
- ・理解増進情報の配信



NHKワールドJAPAN

- ・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信



らじる★らじる

- ・ラジオ放送（第1、第2、FM）の同時配信、聴き逃し配信（2011年9月から）



放送同時配信	見逃し番組配信
 <p>どこでもNHKの番組を楽しめる 総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。</p> <p>追いかけて再生 放送中に、番組の冒頭や途中に戻って視聴できます。</p>	 <p>いつでもNHKの番組を楽しめる 総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。</p> <p>プレイリスト ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。</p>

※番組はイメージです

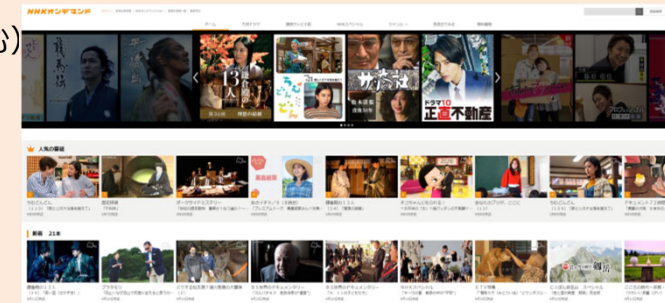
(NHKプラスリーフレットより作成)

インターネット活用業務（2号有料業務）

2022年度予算 27.5億円（3号有料業務含む）

NHKオンデマンド

- ・衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- ・**有料**（月額990円か1本あたり110円～330円）
- ・**会員登録者数は約314万人**（2022年6月末時点）
- ・**10,000本以上**の番組を提供。



- NHKは、**国際放送を必須業務**として実施(放送法第20条第1項第4号及び第5号)。
- **ラジオ国際放送**は、**1935年**6月に放送開始。**テレビ国際放送**は、**1995年**4月に放送開始。

ラジオ国際放送

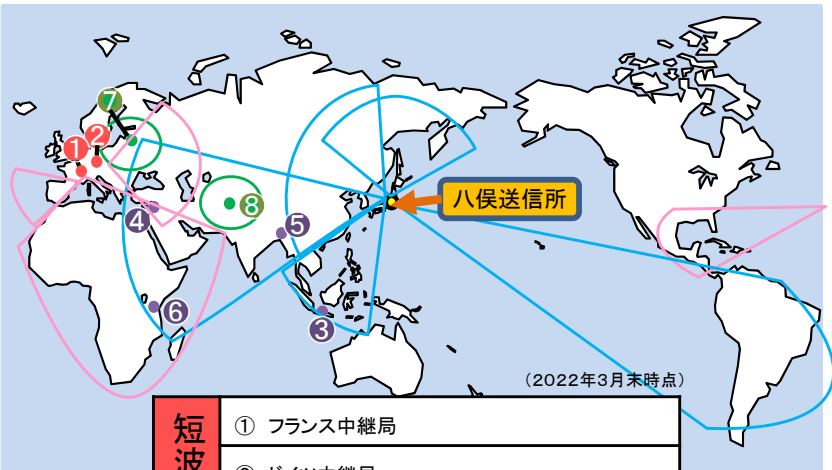
- 全世界に向けて、18言語で放送
 - ※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の8か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 2022年度NHK予算額: 52億円

テレビ国際放送

「NHKワールドJAPAN」(外国人向け)

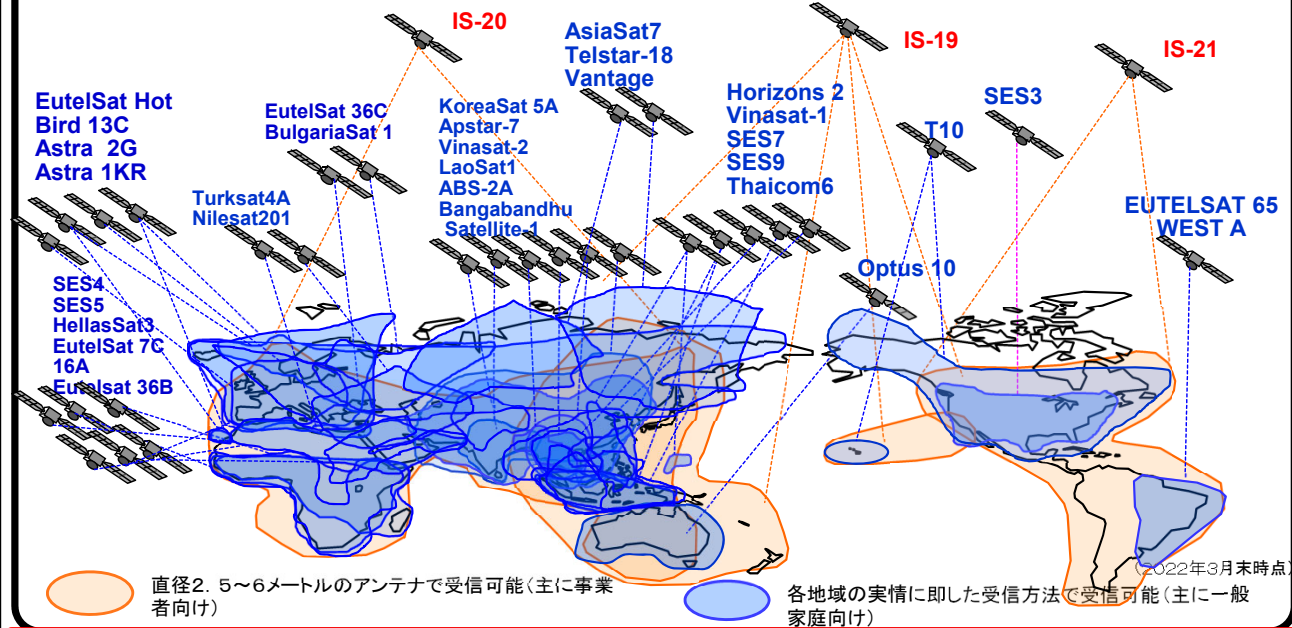
- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約3.8億世帯で24時間視聴可能)
- 2022年度NHK予算額: 211億円 (※NHKワールドプレミアム分を含む)

要請放送 ・ **総務大臣**は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを**要請**することができる。例年4月1日要請。
 ・ 放送法の規定に基づき、**要請放送実施に要する費用**は、**国**として予算計上。(2022年度: テレビ:26.3億円、ラジオ:9.6億円)



短波	① フランス中継局
	② ドイツ中継局
FM	③ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	④ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	⑤ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑥ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
中波	⑦ リトアニア中継局
	⑧ タジキスタン中継局

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送



「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

- NHKのインターネット活用業務の実施基準は、総務大臣の認可を受けることが必要。
- 認可の審査基準は、放送法及び省令を踏まえ、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(平成26年11月(令和4年10月最終改定))で具体化されている。

放送法上の認可要件	審査基準
(1) <u>NHKの目的達成に資すること</u>	インターネット活用業務の内容について、 ① NHKの目的に照らして適切な業務であること ② 市場の競争を阻害しないこと ③ 地方向け放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確であること ④ 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確であること 等
(2) <u>業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること</u>	① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること ② 業務の対象が、放送法第20条第2項第2号及び第3号に規定されている範囲に収まっていること
(3) <u>料金その他の提供条件が受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと</u>	業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていること
(4) <u>業務の実施に過大な費用を要するものでないこと</u>	① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること
(5) <u>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと</u>	業務の実施方法や料金その他の提供条件が、特定の者を合理的な理由なく有利又は不利に取り扱うものでないこと
(6) <u>利用者の利益を不当に害するものでないこと</u>	① 利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること ② 個人情報その他の情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていること 等
(7) <u>実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること</u>	インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項等が適正かつ明確に定められていること

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。

五～九 (略)

3～9 (略)

10 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

11 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

13 協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。

14 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

16 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

一 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告

二 協会が第十二項の規定に違反している場合 第十項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告

17 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができる。

18～20 (略)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～ワ (略)

カ 第二十条第十項に規定する実施基準及び同条第十四項に規定する実施計画

ヨ～ク (略)

二 (略)

2 (略)

3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

(放送番組の編集等)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5・6 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第九項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第十項(実施基準の認可)、同条第十九項(任意的業務の認可)、第二十二條(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第二十二條の二(関連事業持株会社への出資の認可)、第二十二條の三第一項若しくは第三項(関連事業出資計画の認定)、第六十四条第二項及び第三項(受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六條の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第一百二十條(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七條第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)